

今なら実質無料！

マンション管理アドバイザー（Cコース） 利用助成制度のご案内

世田谷区では、区内のマンションの適正な管理を促進するため、マンションの管理組合等が、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターがマンション管理士等の専門家を派遣する「マンション管理アドバイザー制度」のCコース（C-1からC-9）を利用した際に、当該アドバイザーの派遣料を半額助成します。

長期修繕計画の見直し案や修繕積立金の見直し案を作成するなど、きめ細やかな支援を受けることができるCコースを、東京都による派遣料の助成と合わせて、費用負担なしで利用できるようになりますので、ぜひご活用ください。

申請について

(1)対象者

区内にある助成条件を満たした分譲マンションで次のいずれか

①管理組合

②管理組合が組織されていないマンションにおいて当該マンションの区分所有者が任意に構成する団体

(2)助成回数

助成対象コースについて、同一のマンションにつき 2回（同じコース2回か、違うコースを1回ずつ）まで

(3)申請方法

申請書に必要事項を記入し、居住支援課へ提出（裏面参照）

助成条件

以下の条件を全て満たす場合に、派遣料を半額助成します（東京都の助成とあわせて実質無料となります）。

○都マンション管理条例に基づく要届出マンションで、届出を行っている

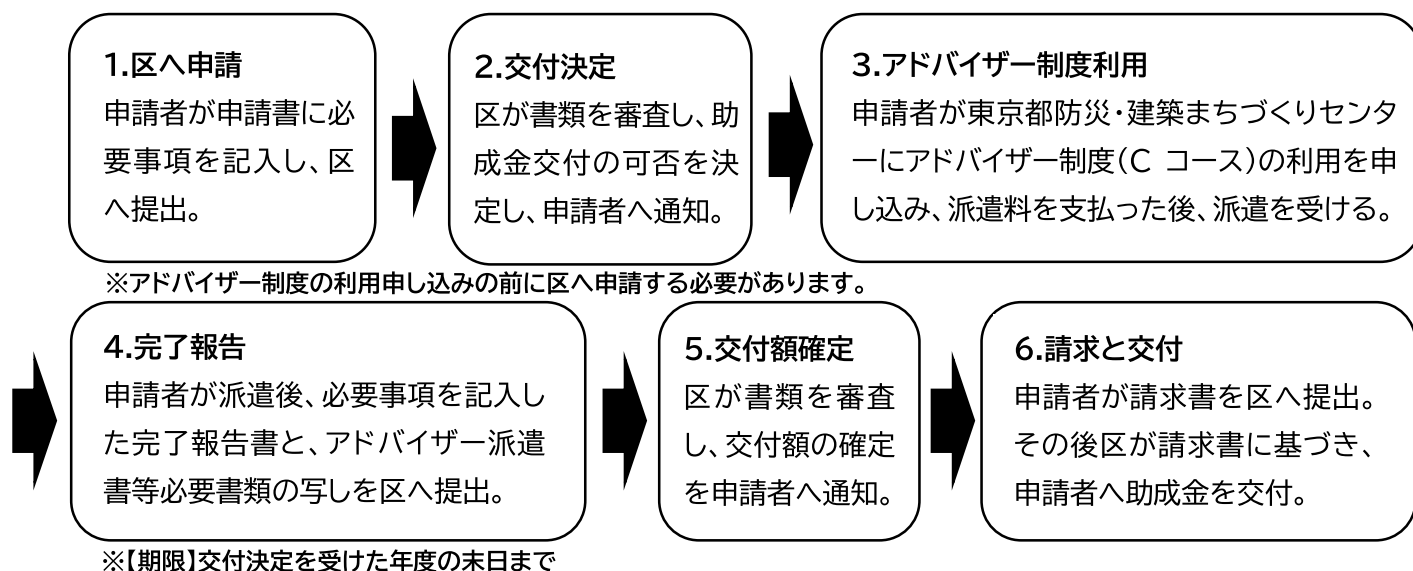
※「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」で管理状況の届出が義務付けられている、昭和58（1983）年12月31日以前に新築された分譲マンションで、居住の用に供する独立部分が6戸以上のもの

○届出から5年以内である

○管理不全の兆候のあるマンションである

※管理不全を予防するための必須事項（管理組合・管理者等・管理規約・総会開催・管理費・修繕積立金・修繕の計画的な実施）のうち、いずれかが無いと回答しているマンション

制度利用の流れ



東京都マンション管理アドバイザー制度(Cコース)一覧

コース	派遣料	
C-0 (状況確認・課題整理、コース案内)	25,300 円	※C-0 コースは東京都による全額助成となります 世田谷区による半額助成 東京都による半額助成
C-1 (管理組合の設立・実体化に向けた体制整備に関する事)	191,400 円	
C-2 (総会準備に向けた取組に関する事)	95,700 円	
C-3 (管理組合運営体制の整備に関する事)	214,500 円	
C-4 (管理規約の設定案又は改定案に関する事)	357,500 円	
C-5 (管理費の設定案及び見直し案に関する事)	95,700 円	
C-6 (修繕積立金の設定案に関する事)	95,700 円	
C-7 (長期修繕計画見直し案及び修繕積立金見直し案に関する事)	95,700 円	
C-8 (大規模修繕工事計画案に関する事)	191,400 円	
C-9 (会計処理体制の整備に関する事)	95,700 円	

問い合わせ先

■マンション管理アドバイザー制度について
(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター
まちづくり推進課
☎03-5989-1453



■助成制度についてのお問い合わせ・申し込み先
世田谷区 都市整備政策部 居住支援課
☎ 03-5432-2504
FAX 03-5432-3040

